

令和8年度上期自治連合会長 自治公民館長会議資料



井原市マスコットキャラクター
「でんちゅうくん」

1. 広報関係事業

(1) 広報いばら

毎月15日（1月は8日）に発行（土・日・祝日の場合は次の平日）

自治会長の皆さんには自治会内への配布や同時に送付する回覧などで毎月ご協力いただいています。

(2) 市政だより

毎月、旬な情報を30分番組にして井原放送で放送しています。

- ・放送日 毎週火曜日18時30分以降1時間ごと繰り返し放送（計6回）
水曜日10時30分以降1時間ごと繰り返し放送（計4回）

(3) FMラジオ情報発信

県内や備後地域をカバーするFMラジオを通じて、本市の施策やイベント情報などを発信し、認知度やイメージの向上を図り、移住・定住人口の増加や関係人口の獲得を目指します。

○岡山エフエム

- ・隔月1回 朝の番組内で、DJとの掛け合いによる5分間PR
- ・毎週1回 朝の番組内で、DJによる60秒原稿読みによるPR

○エフエムふくやま

- ・毎月1回 夕方の番組内で、DJとの掛け合いによる7分間PR

【秘書広報課 62-9501】

2. 公共交通機関の利用促進

鉄道やバス、タクシーなどの公共交通は、誰もが自立し、住み慣れた地域で暮らすためには欠かせない移動手段です。

本市では、地域特性に応じた公共交通体系の構築、利用しやすい公共交通の環境づくりに取り組んでいますが、人口減少に伴い、公共交通の利用者数も年々減少しています。

公共交通体系を将来にわたって維持していくため、公共交通を積極的にご利用ください。

【企画振興課 62-9504】

3. 令和8年経済センサス - 活動調査

令和8年6月1日を基準日として、市内の事業所・企業を対象に、令和8年経済センサス-活動調査を実施します。この調査は、経済活動の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施される国の基幹統計調査です。

調査の実施に当たっては、統計調査員が調査対象地区や事業所等を訪問しますので、特段の御協力・御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。



【企画振興課 62-9504】

4. 結婚推進事業

男女の出会いの場を設け、地域の活性化を推進するため、井笠圏域3市2町（笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町）による合同の結婚推進事業などを実施します。

【企画振興課 62-9521】

5. 結婚新生活支援事業

婚姻により新生活を始める若者を応援するため、国の支援制度に従って世帯所得500万円未満の新婚世帯に対し、住宅費用や引越費用について補助します。

（婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下の場合は30万円を上限とし、夫婦の年齢が29歳以下の場合は60万円を上限とする。）

市ホームページ ▶



【企画振興課 62-9521】

6. いばら LIFE スタート応援メニュー

[いばらでの住まいのサポート]

(1) 移住者住宅新築等補助金

市内で住宅を新築または建売住宅を購入する移住者に対し、経費の一部を補助する。



▲市ホームページ

(2) 中古住宅活用補助金

「空き家バンク」登録物件について、購入・賃借する移住者及び物件の所有者に対し、経費の一部を補助する。

※市内に所有する空き家を売ったり、貸し出したりしたい方は、空き家バンクへ登録をお願いします。(登録無料)



▲市ホームページ

(3) スマイルプラス制度

「移住者住宅新築等補助金」又は「中古住宅活用補助金」の申請者が若者・子育て世帯に該当する場合、補助金の上限額の加算をする。



▲市ホームページ

(4) 分譲宅地開発助成金

民間事業者が宅地を造成し、分譲する場合、経費の一部を補助する。



▲市ホームページ

(5) 就職者等移住支援補助金

井原市内の企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助する。



▲市ホームページ

[いばらへのUターン・Iターンのサポート]

(6) 奨学資金の返還全額免除

井原市の奨学金を借りて大学等で修業し、卒業後に本市へ定住等をした場合、返還金額の全額を免除する。



▲市ホームページ

(7) 奨学金返還支援補助金

新たに日本学生支援機構の第一種奨学金を借りて大学等で修業し、卒業後に本市へ定住等をした場合、返還金額の一部を補助する。

(最大年間18万円×6年間)



▲市ホームページ

※変更点

令和7年度以前に日本学生支援機構第一種奨学金を借りられた人は事前登録が必要でしたが、令和8年度以降、新たに借りられる人については、事前登録の手続きは不要になります。

(1) ~ (5) …【企画振興課 62-9521】

(6)、(7) …【教育総務課 62-9531】

7. 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊制度は、地方公共団体から委嘱を受けた隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地域産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援のほか、農林水産業への従事などの協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

今後も、地区からの要望を受け、積極的な活用を促進します。

【企画振興課 62-9521】

8. シティプロモーション事業について

本市の認知度向上と市民皆様の郷土愛の醸成を図ることを目的に、いばら暮らしの魅力を発信するバラエティ番組「イバラエティ」の制作・発信と市内の飲食店等に地場産品を使用したオリジナル丼ぶりをご提供いただく『^{どんぼらし}井原市キャンペーン』に取り組んでいます。

『^{どんぼらし}井原市キャンペーン』について、5月10日までスタンプラリーイベント等を開催中ですので、各飲食店で提供される様々な丼ぶりを楽しんでいただきますとともに、地域内外の皆様へのPRにご協力をお願いします。

市ホームページ ▶



【企画振興課 62-9521】

9. ふるさと納税

ふるさと納税は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることで、地域の名産品をお礼の品として受け取れるとともに、住民税の控除等を受けることができる制度で、市内の事業者様のご協力により、令和7年度には約4億円の寄附が寄せられました。

この寄附金は、子どもたちの教育をはじめ、福祉や産業、環境事業など様々な事業に活用させていただきます。

今後も、寄附額の増に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様には市外にお住まいのご親族、ご友人などに、ふるさと納税を通じた本市へのご支援についてお声かけいただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。



井原市
ふるさと納税

※なお、井原市にお住まいの方が井原市に寄附するなど、お住まいの地域に寄附される場合にはお礼の品は受け取れませんのでご注意ください。

【企画振興課 62-9521】

10. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

DXの推進に当たり専門的な助言及び技術的な支援を受けるため、最高情報責任者（CIO）を補佐する人材を昨年度に引き続き、派遣（非常勤）いただいております。市ではCIO補佐官と協力し、デジタル技術を活用して、市民サービスの質を向上させ、また、市職員の業務効率化に取り組んでまいります。

〔実績〕窓口DX（書かない窓口、行かない窓口）の導入（令和7年度～）

※自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、
地方自治体が従来のアナログな手続きや業務をデジタル化し、情報の共有や処理の効率化を推進することで、住民サービスの質を向上させることを目指すものです。

【DX推進課 62-9511】

11. 令和8年3月23日に「書かない窓口」をスタートしました。

「書かない窓口」とは、市役所の受付窓口で申請書を手書きする負担をなくす取り組みのことです。市職員が内容を聞き取りながらシステムに入力し、完成した書類の内容を確認して署名するだけで手続きが完了します。

現在は、「転入手続き」のみを対象としていますが、今年度中に、出生、死亡、転居、転出、妊娠、結婚など、ライフイベント時の手続き（戸籍届書は除く）について、順次拡大していくこととしております。

【DX推進課 62-9511】

井原市LINE公式アカウントがもっと便利に！

友だち募集中



豊富なメニューと使いやすい機能を搭載

友だち追加はコチラから

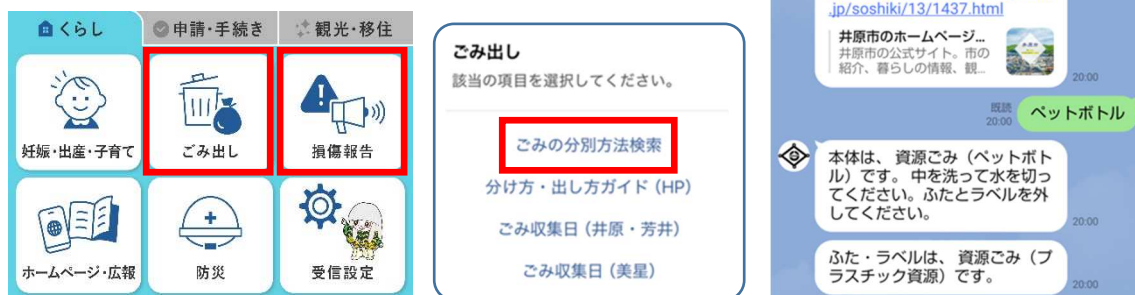


12. 便利な「市公式LINE」を活用してみませんか？

幅広い世代に馴染みのあるLINEを活用して、行政手続きの窓口をスマホ（スマートフォン）の中に開設し、市役所に「行かなくてよい」、「聞かなくてよい」機能を搭載しています（＝行かない窓口）。

・ごみ分別方法早わかり！「ごみの一問一答機能」

LINEのトーク画面に直接破棄したいごみの具体名を入力すると、分別方法や捨てる際のコツを自動で返答します。



・危険箇所、損傷箇所を見つけたら…「損傷報告機能」

危険箇所の早期発見を目的として、道路の舗装や公園の遊具などの損傷・不具合、不法投棄を発見した際に、LINEを通じて市へ通報することができます。※画面の案内に沿って、地図から位置情報を登録し、画像2枚をスマホカメラで撮影して通報してください。緊急性が高い場合は、電話での連絡をお願いします。



・操作方法を教えてほしい。→「出前講座」を行っています。

「使い方がよくわからない」、「初心者なので不安だ」など、詳しく操作方法を学びたい場合は、出前講座を行っていますので、下記担当課までご相談ください。※自治会単位であっても、公民館やまちづくり協議会の単位であっても、10人以上お集まりいただければ、お伺いさせていただきます。

【DX推進課 62-9511】

1 3. 賑わい創出拠点施設（道の駅）整備について

本市では、地域からの要望を受け、令和5年度から6年度にかけて、全市的に賑わい創出拠点施設の導入可能性に関する調査を実施しました。

その結果、官民連携事業で実施することで有効性が示されたことを受け、以下の内容にて、地域住民の皆さまが安心して暮らせる環境や新たな賑わいを創出することを目指し、事業実施に向けた調整を進めています。

[整備計画地]

専門事業者の調査の結果に基づき、評価の最も高かった芳井町築瀬地内を整備計画地としています。



[整備方法]

本事業は、官民連携の方法のうち、整備に必要となる資金は市が支出し、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うDBO方式で実施します。

[施設の内容や規模]

今後、プロポーザル方式により民間事業者の募集を行い、選定された民間事業者の企画提案により決定します。

なお、24時間利用可能な駐車場やトイレなど「道の駅」の機能を導入する計画であり、岡山県が費用負担する一体型の整備で調整を進めています。

※「基本計画」を市ホームページに掲載しています➡



※プロポーザル方式とは

主に公共調達において、高度な専門知識や企画力が求められる業務に対し、事業者から企画提案書を提出させ、その内容や実績、能力等を審査し、業務の履行に最も適した者を契約相手として選定する方式です。

【プロジェクト推進室 62-9566】

14. 県立井原高校南校地跡地の活用について

本市では、南校地跡地について、市内の各種団体の代表者や有識者で構成された検討会議からの提案書を踏まえ、岡山県からの譲渡の手続きを進めています。

また、令和8年3月には、南校地跡地の活用の方向性を示す基本方針を策定しました。今後は、この方針に基づき、具体的な活用内容の検討を進めてまいります。

[施設整備の考え方]

既存9施設のうち、体育館と武道場は、引き続き、小学生から大学生までの新体操の活動の場として活用します。

残り7施設と運動場は、提案書の中で特に重視された以下の4つの用途で検討を進め、最適な施設整備を選択します。

- ①文化的活動や体験、学びに係る施設
- ②産業開発・研究、起業支援に係る施設
- ③各種団体等の活動、その他交流に係る施設
- ④公共施設の移転・集約（候補：複合型図書館）

なお、既存施設を再利用して整備するかは、令和8年度に実施します施設調査の結果を踏まえ判断します。

[南校地跡地]



【プロジェクト推進室 62-9566】

1. 令和8年度当初予算の概要

～ 総額 484億89万3千円 ～

(1) 一般会計予算：260億9,900万円
(前年度当初比 0.7%増)

(2) 特別会計予算：118億9,190万円

- ①国民健康保険事業
- ②後期高齢者医療事業
- ③介護保険事業
- ④産業団地開発事業
- ⑤美星地区畑地かんがい給水事業

(3) 企業会計予算：104億999万3千円

- ①水道事業
- ②病院事業
- ③工業用水道事業
- ④下水道事業

【特徴】

「井原市第7次総合計画 後期基本計画」の4年目にあたり、【ひと】・【経済】・【安心】・【夢・誇り】といった重点取組に沿い、「だれもが主役で活躍できる 元気な井原」の実現に向けた各種施策等を着実かつ積極的に展開することとしています。

まず、「ひとづくり」においては、本市の未来を担う「井原“志”民」の育成に向けて、「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」を中心に関連事業を多角的・全庁横断的に展開するとともに、「学校施設屋内運動場空調設備整備事業」に着手し、「アクティブライフ井原施設整備事業」等を推進し、教育環境の整備・充実を図ることとしています。

次に、「経済・地場産業活性化」では、「働くひとが活躍できる商工業支援事業」を展開し、ウェルビーイング経営に向けた取組を啓発するとともに、企業の生産性向上や新たな事業展開等を後押しすることで稼ぐ力の向上を図るほか、新たに、「びんごもの創り推進会議」を立ち上げ、産金官学連携によるベンチャー企業の誘致、新たなもの創りビジネスの創出を図ることとしています。

また、「安心して生活できる環境づくり」としては、引き続き、本市独自の「保育料等無償化事業」、「子ども医療費無償化事業」を展開するとともに、新たに学校給食について国及び県の補助金に市が上乘せ補助を行い、小学校給食の無償化を実施するほか、在宅で生活する医療的ケア児・重症心身障害児の家族の負担軽減を図るため、費用の一部を補助することとしています。

さらに、「夢や誇りがもてる魅力創出」に向けては、「星空保護区」を活かした官民一体の取組に加え、観光地域づくりの舵取り役となる法人「井原市DMO」の設立に向けた取組を推進し、本市の観光資源の掘り起こしと磨き上げをかけ、情報発信力を強化するとともに特産品のブランディング等により、郷土愛の醸成を図ることとしています。

【財政課 62-9507】

2. 自主防災組織に対する支援

災害に強い安全な地域社会をつくるために、自主防災組織の果たす役割は重要です。市では、既設の「自主防災組織」やこれから新たに立ち上げようとする自治会等の団体に対する補助金制度を設けています。

●補助金額について

- ①補助率 8 / 10
(消火栓器具箱更新は、1 / 2)
- ②補助金上限額 50万円
- ③再補助の制限

補助を受けた翌年度から3年間は、補助申請できません。

ただし、補助金上限額までの補助を受けていない団体は、翌年度以降も補助金上限額から交付済みの補助額を控除した額の補助金を申請することができます。



●補助対象経費

- ・防災に関する知識の普及啓発を図る事業
- ・防災研修会、防災訓練等の実施
- ・ハザードマップの作成や避難誘導看板等の設置
- ・防災資機材の整備

※防災資機材の修理又は更新に要する経費は、原則として対象になりません。

(例) 消火器、発電機、AED、リヤカー、ゴムボート、担架、防煙マスク、毛布、救急箱、ラジオ、電池メガホン、給水タンク、簡易資機材倉庫など

防災研修会



●補助要件

防災資機材を整備する事業を行う場合、整備した資機材を使用しての防災訓練の実施が必要です。



市ホームページ ▶

【危機管理課 62-9550】

3. 防災士資格取得補助金

「自助」、「共助」の活動を災害発生時に実践する人材として、また地域の防災力の向上を担う自主防災組織の設立や運営を担う地域の防災リーダーとなる防災士の増員を図るため、資格取得に要する費用の全額を補助金として交付します。

補助金は、各地区まちづくり協議会等からの推薦を受けた方に交付します。

本年も8月上旬に各地区のまちづくり協議会等に推薦の案内を行います。

※令和8年度は、新見市で防災士資格取得養成講座と試験が開催される予定です。

日時：令和8年11月中下旬（予定）

会場：新見市内（予定）



【危機管理課 62-9550】

4. 避難場所の運営等のお願い

市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、避難が必要と思われる地域に避難所を開設し、避難情報を発令します。

市が開設する避難所は、災害の規模や雨の状況等に応じて、開設する避難所を選択していますが、基本的には、多数の避難者を想定し、避難スペースが取れる学校施設等を避難所として開設します。

引き続き、避難所の開設準備や運営にご協力をお願いします。

● 自主避難場所の開設への協力について

市では、台風の接近や気象状況の変化に合わせ、注意喚起を行っていますが、避難情報を発令する前に、自主的に避難を希望される方もいらっしゃいます。

こうした方が、各地区公民館や集会所等へ避難される場合には、公民館長、自治連合会長、自治会長等に、解錠等のご対応をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

【危機管理課 62-9550】

5. 消防団員の確保

近年、消防団は、火災のみならず、地震・風水害などの大規模な自然災害が発生した際にも、多くの団員が出動し、昼夜を問わず活躍しています。

消防団が担う役割は、年々増加している一方で、全国的に団員数は年々減少しており、井原市消防団も例外ではありません。

地域防災力の維持、充実強化を図る上で、消防団員の確保は重要な課題であります。

引き続き、地域の皆様には、消防団活動及び団員確保にご理解とご協力をお願いします。



【危機管理課 62-9550】

6. 自動車急発進抑制装置整備費補助金について

高齢者の方の交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、高齢者の方が運転する自動車に後付けの自動車急発進抑制装置（国土交通省が認定した装置に限ります。）を市内事業者で取り付けた場合、補助金を交付します。

補助金額は補助対象経費（装置費用と取付費用の合計）の1/2以内、上限は10万円です。

車種により適合する装置の有無、種類などが異なりますので、最寄りの市内自動車整備事業者にお尋ねください。

1. 補助対象者

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 市内在住の65歳以上の人
- (2) 自動車運転免許証を保有している人
- (3) 市税を滞納していない人

2. 補助申請

急発進抑制装置整備費補助金交付申請書に以下の書類を添付して、市役所総務課まで提出してください。

- (1) 自動車検査証の写し（所有者又は使用者が申請者であること）
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) 市内事業者による見積書の写し

市ホームページ ▶



【総務課 62-9506】

1. 予約制による市民課窓口業務の平日時間延長の実施について

仕事などで平日の開庁時間に来庁できない人のために、平日の窓口開庁時間を延長します。

- ◇実施日時 令和8年4月～令和9年3月
第1、第3木曜日（祝日除く）
時間：17時15分～19時
- ◇取扱業務 次の①～④の業務について行います。
①住民票の写し（井原市に住所がある人に限る）、戸籍（井原市に本籍がある人に限る）、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書の取得
②印鑑登録
③パスポートの申請・受領
④マイナンバーカードの申請・受領と券面変更・電子証明書の更新・暗証番号の再設定
- ◇予約方法 ○前日までに電話等で予約（電話 62-9513）
または、
○前日までに電子申請により予約
市ホームページからアクセス
「窓口受付時間延長」のページから、「予約申込」をクリックして
必要事項を入力

市ホームページ ▶



【市民課 62-9513】

2. 地区集会所等施設整備事業補助金

市では、地区集会所等の整備（新築、改築、修繕等）を行う自治会等に対し、補助金を交付しています。エアコン設置等も補助の対象となりますので、有効にご活用ください。なお、地区集会所等を新築される場合は、コミュニティ助成（宝くじ助成）事業の活用も可能ですので、ご相談ください。

（1）補助率

5 / 10（自治会等の世帯数に応じ補助上限額あり）

（2）再補助の制限

補助金を受けた翌年度から起算して、新築・増築の場合は10年間、改築・修繕の場合3年間は申請できません。

ただし、自然災害等特別な事情による工事や冷暖房の整備等については、申請を可能としておりますので、ご相談ください。

【市民活動推進課 62-9508】

3. 5月はコミュニティ活動推進月間です。

「クリーンキャンペーンの日」5月の第3日曜日（5月17日）

コミュニティ活動推進月間にあわせて、下記のとおり旧大江残土処分場と井原家庭ごみセンターを臨時開場し、「コミュニティ活動での土砂と燃やすごみ」の受入れを行いますので、有効にご活用ください。

（1）旧大江残土処分場臨時開場日（溝掃除の土砂の搬入 **※要事前連絡**）

令和8年4月19日(日)から6月7日(日)までの毎週日曜日

※土砂以外の廃棄物の持込みはできません。分別の徹底をお願いします。

（2）井原家庭ごみセンター臨時開場日（草など燃やすごみの搬入）

令和8年5月17日(日)、6月7日(日)の2回

（3）搬入受付時間（**時間厳守**をお願いします。）

（1）・（2）ともに、**8時30分～12時**

市ホームページ ▶



【市民活動推進課 62-9508】

4. 快適生活環境づくり事業

市では、下記に該当する市道等沿線において、自治会やP T A等の地域で組織された団体が、道路沿線の草刈り、もしくは通行に支障となる樹木や竹等を伐採された場合に報償金制度を設けております。

草刈りや支障木の伐採をされる場合は、事前に市民活動推進課又は各支所へ活動申請書（市民活動推進課、各支所に備付け）を提出してください。

(1) 対象路線

- ①市道（1種1・2・3級、2種）
- ②農道及び林道（市道に準じる生活道）
- ③通学路

※草刈り活動については、民家から50メートルの範囲は対象外

(2) 報償金単価

【草刈活動】 25円/m ※年2回以上実施が条件

【支障木伐採活動】 300円/m

※支障木伐採活動をされる際には予め地権者の承諾書が必要となります。

※活動報告書へは、路線ごとに作業前、作業後（同じ場所で）の写真を貼付してください。

(3) 草刈機やチェーンソーの取扱いについて

- ・作業中は、シールド付ヘルメットや手袋、防護服、安全靴を着用するなど、保護具を装着して実施してください。
- ・草刈機は刈刃が高速で回転するため、小石などの硬い異物が弾き飛ばされ周囲に危険が及びます。近くに人がいる場所や、自動車や家屋の近くで作業する場合は、十分な飛散防止対策を講じてください。



▲草刈り活動



▲支障木伐採活動

【市民活動推進課 62-9508】

5. 防犯灯設置費補助金

明るく住みよいまちづくりの一環として、自治会等がLED防犯灯の設置（新設・取替）を行う場合、経費の一部を補助しています。

補助対象事業	補助率	補助上限額
①LED防犯灯の新設	費用の8/10	25,600円
②蛍光灯からLED防犯灯への取替え	費用の8/10	24,000円
③LEDからLED防犯灯への取替え	費用の7/10	16,000円

また、美星地区において、「美しい星空を守る井原市光害防止条例」に規定する光害対策型LED防犯灯を設置する場合に、次のとおり補助金を交付します。

補助対象事業	補助率	補助上限額
①光害対策型LED防犯灯の新設	費用の9/10	58,000円
②蛍光灯から光害対策型LED防犯灯への取替え	費用の9/10	52,000円
③光害対策型LEDから光害対策型LED防犯灯への取替え	費用の8/10	47,000円

※美星地区において、光害対策型LED防犯灯を新設する場合（上記①・②）には、別途「美しい星空を守る井原市光害防止条例」に定める申請手続きも必要となりますので、ご注意願います。



☆通常のLED防犯灯



☆光害対策型LED防犯灯

市ホームページ ▶



【市民活動推進課 62-9508】

【美星振興課 87-3113】

6. 自主防犯組織に対する支援

子どもや高齢者等を狙った凶悪な犯罪が後を絶たない中、誰もが安全で安心して暮らせるようにするためには、地域の防犯活動の輪を広げていくことが重要です。

こうしたことから、市では、既設の「自主防犯組織」や、これから新たに自主防犯部等を立ち上げようとする自治会等の団体に対する補助金制度を設けていますので有効にご活用ください。

	防犯活動用資機材		
	防犯カメラを除く	防犯カメラ	
		新設	取替
補助率	8 / 10	8 / 10	5 / 10
補助上限金額	5万円 / 年度	15万円 / 基	5万円 / 基
補助対象	ジャンパー、帽子、腕章、青色回転灯、拡声器設備など	カメラ及びカメラ設置に要する設備	カメラ単体のみ

※再補助の制限（設置後経過年数要件等）はありません。



市ホームページ ▶



【市民活動推進課 62-9508】

7. 井原市市民活動総合補償保険制度

市民の皆様が安心して市民活動や地域活動、ボランティア活動に取り組めるよう「市民活動総合補償保険」に加入しています。

この保険は、市民活動に参加した市民が、活動中や移動中にケガをした場合や、相手に損害を与えた場合、保険金が給付されるものです。草刈活動・支障木伐採活動等の地域活動でのケガや損害補償にも対応しています。

詳しくは、市民活動推進課へご相談ください。

市ホームページ ▶



【市民活動推進課 62-9508】

8. 井原市協働のまちづくり事業

市民と行政による、協働のまちづくりをより一層推進するため、がんばる地域応援補助金事業や地域リーダー養成事業を実施するとともに、課題解決のために地域に寄り添った支援を行ってまいります。

今年度も引き続き「まちづくり支援員」2名（森下潔子氏、岡田清香氏）が、市内13地区(小学校区)を巡回し、各地区の現状と課題を整理するとともに、今後目指すべき姿や将来像を地区住民の皆様とともに考えていくこととしております。

自治会の皆さまから地域の現状や課題、ご意見など、生の声をお聴きする機会をいただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【市民活動推進課 62-9508】

9. 防犯機能付き電話機器購入補助金

最近、凶悪化している特殊詐欺グループの手口となっている、犯行の予兆電話、いわゆる「アポ電」の防止や悪質業者からの電話勧誘を防止するため、満65歳以上の高齢者がいる世帯が防犯機能の付いた電話機器等を市内の店舗や事業所で購入、設置した際に必要となる経費の一部を補助しています。

<補助対象者>

市内に住所を有し、居住する満65歳以上の人がある世帯の世帯主

<補助対象機器>

申請年度に購入した下記機能を有する固定電話機器又は固定電話機器に接続して用いる機器

- ・通話の内容を自動的に録音する機能
- ・着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能

<補助率等>

対象機器の購入及び設置に直接要する費用の1/2（上限額5,000円）

市ホームページ ▶



【市民活動推進課 62-9508】

10. 井原市消費生活センター

全国で特殊詐欺などの被害が後を絶たない状況の中で、本市においても、様々な詐欺や電話勧誘、訪問販売等による契約トラブルのご相談が今もなお多く寄せられています。市役所本庁舎1階にある「井原市消費生活センター」では、次の業務等を行い、消費者被害の未然防止や回復に努めております。

【主な業務内容】

- ①専門相談員が消費生活に係る苦情や相談に対し、解決に向けての助言を行います。
- ②相談者が自ら事業者と交渉を行うことが困難な場合には、「あっせん」（相談者に代わって事業者と交渉）を行います。
※相談者が事業者と交渉されるのが原則です。
- ③「お知らせくん」や井原市メール配信サービスなどを活用し、市内で発生している詐欺等の情報をタイムリーに市民の皆様へ発信します。
- ④消費生活や特殊詐欺に関する出前講座を実施しておりますので、自治会等で、ご要望があればお気軽にお申し込みください。

市ホームページ ▶



【井原市消費生活センター 62-9797（消費者トラブル くんな・くんな）】

11. ごみ収集カレンダーの配布

年2回、上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）のごみ収集カレンダーを市のホームページに掲載するとともに、希望する自治会等へ配布します。集積所に貼っていただき、正しいゴミ出しにご協力ください。

市ホームページ ▶



【環境企画課 62-9515】

12. 不法投棄対策について

「不法投棄巡視員」による、不法投棄の巡視と撤去を実施します。

併せて、地域環境美化推進員によるパトロール、および監視カメラや不法投棄防止看板の設置による啓発など、それぞれの特性を生かし不法投棄対策に取り組みます。

【環境企画課 62-9515】

13. 資源回収推進団体補助金

自治会やPTA等の市民団体で資源回収を実施した場合、回収量に応じて補助金を交付します。

補助金額 1 kg 当たり 6 円

(逆有償部分については、1 kg 当たり 3 円を限度として補填)

実施する前に「団体登録申請書」の提出が必要です。

市ホームページ ▶



【環境企画課 62-9515】

14. ごみ集積所施設整備補助金

補助率 1 / 2 上限額 250,000 円

着工前に事前申請が必要です。

市ホームページ ▶



【環境企画課 62-9515】

15. 井原家庭ごみセンターでのごみの受入れについて

井原市内から出る一般廃棄物（家庭系及び事業系の燃やすごみ）は、井笠広域里庄清掃工場で受入れを行っており、焼却場が遠方となることから、利便性を確保するため、家庭系の燃やすごみを直接受入れる「井原家庭ごみセンター」を開設しています。

【井原家庭ごみセンター】

場 所 井原市大江町 1336 番地 2

搬入時間 月曜日～金曜日（祝日も搬入可能、12/30～1/3を除く）
8時30分～16時

搬入料金 家庭系の燃やすごみ 50円/10キログラムにつき

※事業系は、受入れ不可

市ホームページ ▶



【環境企画課 62-9515】

16. ボランティア活動等により発生した多量の刈草ごみ等の収集について

ボランティア活動等により、多量の刈草ごみ等（20袋程度）を集積所に出す場合は、事前に環境企画課までご連絡ください。

なお、場合によっては、通常収集日において収集できない場合もございます。

※ボランティアごみは、「井原家庭ごみセンター」または「井笠広域里庄清掃工場」へ無料で搬入できます。ただし、「井笠広域里庄清掃工場」へ搬入する場合は、事前に環境企画課での手続きが必要です。

【環境企画課 62-9515】

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年4月から、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象に、市内の一時預かり事業を実施している施設において、こどもの育ちと子育て家庭を支援するため、月10時間以内の利用時間で預かりを行います。



市ホームページ ▶ [【子育て支援課 62-9517】](#)

2. 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口

妊娠・出産から子育て期の家庭に対し相談支援を行うため「こども家庭センター」を設置しています。

場 所：井原市役所子育て支援課内

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
（※祝日、年末年始は除きます。）

相談番号：62-1114



市ホームページ ▶ [【子育て支援課 62-9517】](#)

3. 子ども医療費の無償化

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを対象に、医療費（保険診療分）を無償化し、安心して医療が受けられる環境づくりに努めています。



市ホームページ ▶ [【子育て支援課 62-9517】](#)

4. 保育料等の無償化

国の無償化制度の対象とならない家庭や児童に対しても、保育園の保育料・給食副食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。



市ホームページ ▶

【子育て支援課 62-9517】

5. 高齢者補聴器購入費助成事業

聴力の低下により、日常生活に不便を感じている高齢者に対し、コミュニケーション能力の維持向上や社会参加の促進を図るため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

助成額 補聴器購入費用の1/2以内で上限50,000円
(1人1回限り)

対象者 次の全ての条件を満たしている人

- ・市内に住所を有する満65歳以上の人
- ・住民税非課税世帯に属する人(世帯全員が住民税非課税)
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない人
- ・耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる人
- ・すべての世帯員が市税の滞納をしていないこと

※購入後の申請は対象外となります。



市ホームページ ▶

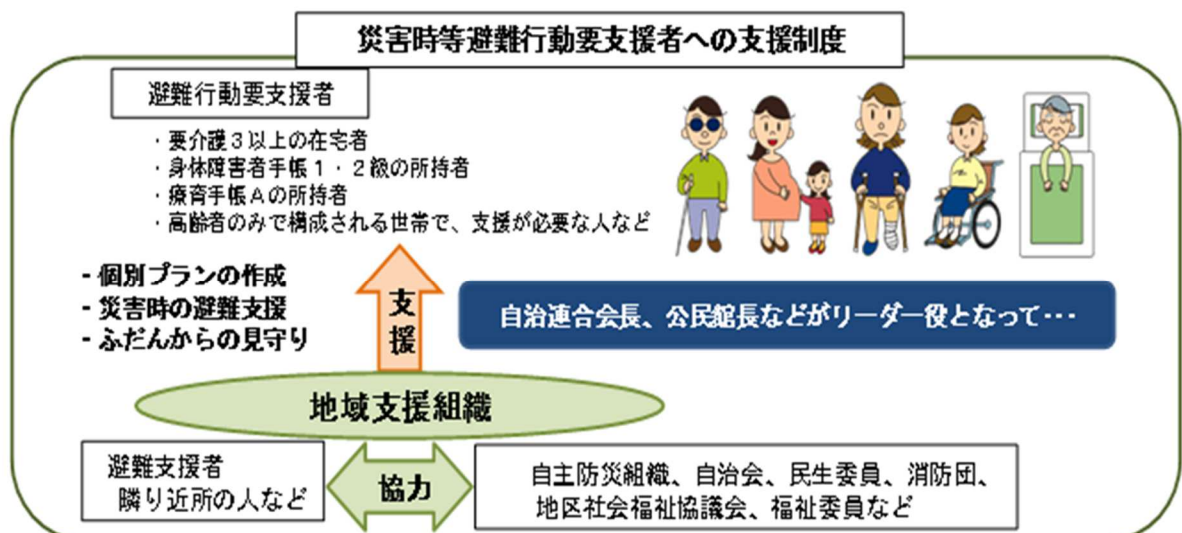
【福祉課 62-9516】

6. 災害時の高齢者等の避難支援について（個別プランの作成）

市では、災害時等避難行動要支援者登録制度「個別プラン」の作成を推進しています。

この制度は、要介護の高齢者や身体に障害がある方などに、「災害が発生した場合、避難支援を必要とされるかどうか」を各地区の自主防災組織（自治会等）からお尋ねいただき、支援を望まれた方で、自主防災組織へご自身の個人情報の提供に同意された方については、各地区において「要支援者名簿」を整備した上で、「要支援者の方を、誰が、どこへ避難させるか」といった「個別プラン」を作成し、災害が発生した時に役立つ仕組みを作るものです。

「個別プラン」を作成されていない地区につきましては、作成にご協力をお願いします。



【福祉課 62-9516】

7. 障害者の総合相談窓口について

障害がある人の福祉に関する総合相談窓口として、障害者相談支援センターを開設しています。

場 所：井原市総合福祉センター内（井原小学校東）

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

（※祝日、年末年始は除きます。）

内 容：総合相談、福祉サービス利用の支援、専門機関の紹介など

相談番号 電話：62-5454 FAX：65-0556

市ホームページ ▶



【福祉課 62-9518】

8. 障害者就労支援

障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、福祉課へ障害者就労支援員を1名配置しています。就労を目指す障害者に対し、就労相談のほか、技術訓練や職場実習の機会を提供するなどの指導・助言を行います。

また、職場実習の調整や事業主に対する障害者雇用への理解促進、就職後の訪問・相談等を行い、障害者雇用を考える事業主の不安・悩みの解消にも取り組んでいきます。

障害者の職場実習を受け入れた事業主及び職場実習を行う障害者に対する奨励金制度があります。

【福祉課 62-9518】

9. 介護予防チャレンジ事業

介護予防チャレンジ事業

■いばら元気シニアワードラリー

井原放送で放送している体操の番組「元気シニアチャレンジ TV」を見ながら体操した後、表示されるワードを集めて応募すると賞品が当たります。

※ワードの表示期間は令和8年6月1日から令和9年1月31日です。

※詳細については、5月発行の広報いばらの折り込みチラシをご覧ください。

■介護予防講座・体力測定会

6月～11月に市内15カ所で実施します。

※詳細については4月発行の広報いばらをご覧ください。

【介護保険課 62-9552】

10. RSウイルス感染症の予防接種（母子免疫ワクチン） 事業について

令和8年4月1日から、妊婦のRSウイルス感染症の予防接種（母子免疫ワクチン）の定期接種を開始します。

- 【対象者】 接種時に妊娠28週0日から36週6日の人
【接種回数】 妊娠ごとに1回
【接種費用】 無料

市ホームページ ▶



【健康医療課 62-8224】

11. 带状疱疹予防接種事業について

带状疱疹ワクチンの定期接種を行っています。

- 【対象者】 ・年度内に65歳を迎える人
・60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な人
・年度内に70・75・80・85・90・95・100歳を迎える人（5年の経過措置）
- 【自己負担額】 ・生ワクチン（1回接種） 4,000円
・組換えワクチン（2回接種） 10,000円 ※1回あたり
※上記のいずれか一方のワクチンに限る。

市ホームページ ▶



【健康医療課 62-8224】

12. がん患者ウィッグ等購入費用助成事業について

がん治療により脱毛等の外見の変化が生じた人、生じる人に対し、ウィッグ・補整下着等の購入費用を助成します。

- 【助成額】 購入費の1/2以内で上限30,000円

市ホームページ ▶



【健康医療課 62-8224】

13. 救急相談センター事業について

コールセンターに看護師等が常駐し、急な病気やけがに関する市民からの電話相談に対して適切な助言を行い、緊急性の高い症状の場合は119番へ転送し、緊急性の低い場合は受診可能な医療機関を案内することで、通報者の不安な気持ちに寄り添うとともに不急な救急出動の抑制や医療機関の負担軽減を図ります。

固定電話からは #7119へ

携帯電話からは 082-246-2000へ

【健康医療課 62-8224】

14. 集団検診・肺がん検診について

毎年6月中旬から、検診車が各地区を回って集団検診・肺がん検診等を行っています。生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、地域ぐるみで受診していただきたいと思っています。受診の予約人数が20人未満となる会場は、取りやめになることがあります。中止が2年続くと会場の見直し対象となりますので、声を掛け合い受診していただきますようお願いします。

【健康医療課 62-8224】

15. 安心、安全を提供するこれからのお産

「産科セミオープンシステム」について

医師不足や少子化の進展などに伴い、本市のみならず、近隣においても産科医院の閉院が続き、産科医療については大きな病院への集約が余儀なくされています。

こうした中、妊婦さんが、妊婦健診は地元で受け、分娩は希望する病院や周産期センターで安心して臨んでいただける連携体制を「産科セミオープンシステム」といいます。

このシステムは、比較的安全とされる妊娠32週頃までは、岡山大学から井原市民病院へ週2日派遣いただく産婦人科医師と市民病院の助産師が受け持ち、それ以降の健診や分娩は、妊婦さんが希望する市外の病院や周産期センターで行っていただくものです。岡山大学のサポートの下、緊急時には、近隣の高次医療機関（福山市民病院、福山医療センター、倉敷中央病院、倉敷成人病センターなど）へも速やかに相談や受診をすることができ、分娩の安全性と妊婦さんの利便性を保ちながら、それぞれの医療機関で役割分担を図るものです。

【健康医療課 62-8224】

【井原市民病院 62-1133】

お知らせ

井原市民病院で妊婦健診を行っています
～妊娠初期から妊娠32週頃まで～

母子健康手帳

妊婦健診日時
毎週 **月曜日**と**水曜日**
受付時間(予約優先)
9:30～14:30

当院では岡山大学病院から産婦人科医師の派遣を受けて、定期的な妊婦健診を行っています。

妊婦健診から出産・産後健診までの流れ

妊婦健診
妊娠32週頃まで
井原市民病院

それ以降
分娩施設

分娩・出産後の
入院・産後1ヶ月健診
分娩施設

妊娠周期にあわせて、それぞれの医療機関の特性を生かし、分娩の安全性と妊婦の皆さんの利便性向上に配慮します。
なお、診察日以外の緊急受診については、分娩予定の施設へご相談ください。
※妊娠初期から妊娠32週頃までを井原市民病院で受け持ち、それ以降の健診や分娩は、妊婦の皆さんが希望する分娩施設がある連携医療機関で行います。

井原市立井原市民病院
IBARA City Hospital

詳細はこちらから

1. 井原デニムによる地域活性化事業

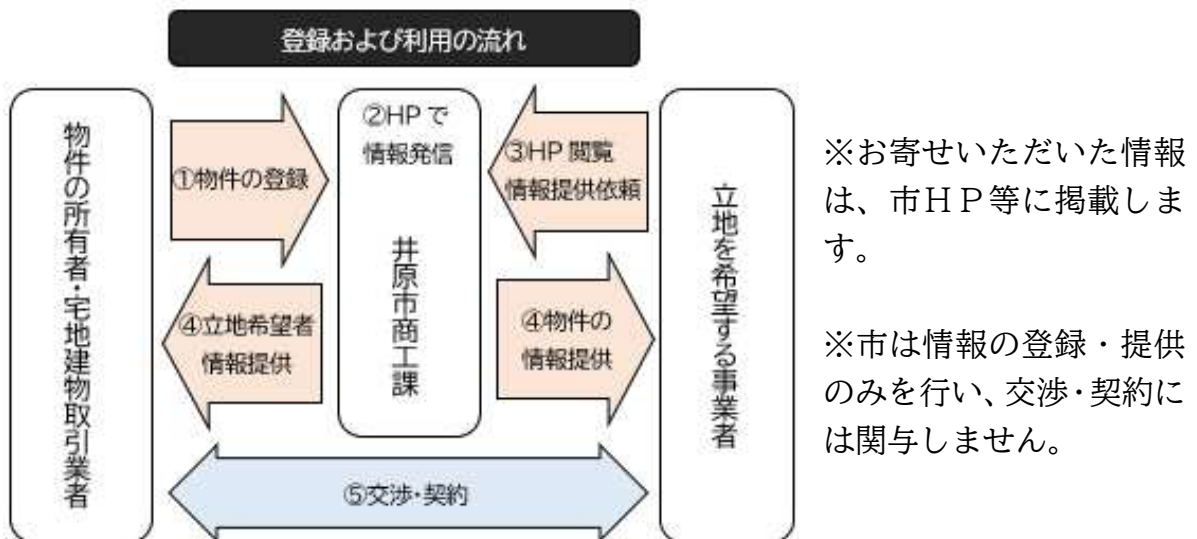
本市の地域資源である「井原デニム」を広く市内外に認識してもらうため、綿いっぱい運動を実施します。綿の種を4月15日(水)から6月12日(金)まで、市内の各公民館や公共施設で配布していますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

『10月26日デニムの日』にはデニムを身に着け、その歴史や文化に思いを寄せ、井原デニムの魅力を広めましょう。

【商工課 62-8850】

2. 事業用物件情報提供事業

井原市では、事業所の立地に適した土地・建物の情報を収集し、立地を希望する事業者にその情報を提供しています。市内に遊休地や空き工場・事務所などの物件をお持ちの方は、情報をお寄せください。



収集対象	市内の事業の用に適した土地および建物 (土地は概ね1,000㎡以上とし、建物は専用住宅を除きます)
登録方法	まずは商工課企業誘致係までご相談ください。 登録には登録申込書等の提出が必要です。 (詳しくは市ホームページをご覧ください。)
登録できる人	物件の所有者・宅地建物取引業者
登録費用	無料

市ホームページ ▶



【商工課 88-0050】

3. 起業（創業）支援事業

新規創業者を対象に事業所開設時の必要経費等の助成をする「起業支援補助金」や「ものづくりのまち井原創業支援奨励金」による補助金制度を実施しています。

また、創業に向けての相談支援を、関係機関と連携して行っていますので、新規創業を検討されている方は、商工課までご相談ください。

- ・ 起業支援補助金 事業所開設 補助率 1 / 2 以内 上限 300 万円
販売促進等 補助率 1 / 2 以内 上限 30 万円
【商工課 62-8850】

4. 「北条五代」を大河ドラマに！署名活動実施中

本市が加盟する北条氏ゆかりの14市町で構成する北条五代観光推進協議会では、現在「北条五代」を題材とした大河ドラマ化を求める署名活動を行っています。大河ドラマ化の実現に向け、ぜひ署名活動にご協力をお願いします。

《署名回収箱設置場所》

- ・ 荏原公民館
- ・ 井原市観光案内所（井原駅構内）
- ・ 葡萄浪漫館
- ・ アクティブライフ井原
- ・ 中世夢が原
- ・ 平櫛田中美術館

※団体での受付も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

オンライン署名QRコード ▶



【観光交流課 62-8850】

5. 「一般社団法人井原ブランドツーリズム」設立

本市の観光地域づくりの司令塔となる観光法人組織として「一般社団法人井原ブランドツーリズム」を4月1日に設立しました。

設立後は、旅行商品造成やマーケティング、関係事業者との連携事業などの実践的な活動を直ちに開始し、約1年をかけてDMOへの登録申請を行うこととしております。

事務所所在地：井原市七日市町10番地

井原市地場産業振興センター 2階（観光交流課と同フロア）



※DMO (Destination Management/Marketing Organization)

地域の多様な関係者と協働し、データに基づいた戦略で観光地域づくりを推進する法人

【観光交流課 62-8850】

6. 市道等の破損・危険箇所の通報

市では、日頃から職員による道路パトロールを実施し、道路の安全な通行に支障を来している場合には、適宜対応を行っております。

地域の皆様におかれましては、道路への崩土や倒木、道路の穴ぼこ、路肩の崩壊、用水路や側溝へ転落の恐れがある危険箇所など、お気づきの事がございましたら、建設課までご連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。

【建設課 62-9524】

【芳井振興課 72-0112】

【美星振興課 87-3113】

7. 道路異状通報（国土交通省 LINE 通報アプリ）

国土交通省 LINE 通報アプリで道路の異状を通報できます！

道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物などの道路の異状を LINE アプリから通報できます。

対象エリア：全国の道路（高速道路、国道、都道府県道、市町村道など）

※道路以外の通報や、私道や私有地の通報は対象外です。

利用手順：国土交通省 LINE 通報アプリをご利用いただくためには、コミュニケーションアプリ「LINE」をスマートフォンにインストールし友だち登録する必要があります。



国土交通省 LINE 通報アプリ ▶

○詳細な通報方法は、国土交通省リーフレットをご参照ください。



国土交通省リーフレット ▶

○緊急性が高い場合は、道路緊急ダイヤル（#9910）、もしくは下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

国道・県道の場合【井笠地域管理課 0865-69-1634】

市道の場合【建設課管理係 62-9524】

8. 私有地の樹木や竹などの適正な管理

私有地にある樹木や竹などが道路上に張り出していると、歩行者や車両の通行の支障となります。

また、倒木や枝葉などが原因で事故が発生した場合、所有者が責任を問われることがあります。

これからの時期は、梅雨の長雨や台風による強風・大雨の影響を受けやすいため、樹木などの伐採や剪定を行うなど適正な管理をお願いします。

【建設課 62-9524】

9. アダプト事業実施団体の募集

市では、自治会、企業等の団体による市が管理する道路や河川の清掃美化活動に対して助成しています。詳しくは、建設課までお問い合わせください。

要件 道路：連続した300m以上の市道の区間を年間4回以上
河川：100m以上の市管理河川の区間を年間2回以上

補助金額 ①活動奨励金

年間10,000円/団体

②清掃用具等の購入費用に対する助成金（補助率10/10）

年間10,000円を上限/団体

【建設課 62-9524】

10. 側溝コンクリート蓋脱着機の貸出

市では、地域で溝掃除等を実施していただく際に使用していただける、コンクリート蓋脱着機の貸し出しを行っていますので、有効にご活用ください。

なお、台数に限りがありますので事前にお問い合わせください。

【所有台数】

本 庁 ⇒ 3台 芳井支所 ⇒ 1台 美星支所 ⇒ 1台



【建設課 62-9524】

【芳井振興課 72-0112】

【美星振興課 87-3113】

11. 自走式草刈り機の貸出事業

(1) 耕作放棄地の解消を目的とした貸出

- ①貸出要件 対象者：井原市内の耕作放棄地を解消する個人または団体
(共同での申請・利用可)
- ②使用料 1回 6,000円
(貸出時に納入／燃料や運搬にかかる経費などは利用者負担)
- ③貸出期間 4日以内
- ④申請方法 農林課、芳井振興課、美星振興課に申請



市ホームページ ▲

【農林課 62-9522】
【芳井振興課 72-0112】
【美星振興課 87-3113】

(2) 市内の河川など公共的な土地の景観を保全することを目的とした貸出

- ①貸出要件 対象者：自治組織や地域の環境美化活動を目的とする団体
※市内の河川など公共的な土地での使用に限る。
- ②使用料 無料(※燃料や運搬に掛かる経費などは利用者負担)
- ③貸出期間 5日以内
- ④申請方法 10日前までに建設課に申請(2か月前から申請可能です。)

【建設課 62-9524】

12. 鳥獣被害防止対策事業

近年、イノシシやサルなどに加え、シカやアナグマによる農作物被害が報告されています。市では、猟友会等とも連携し、鳥獣被害対策を行っております。

地域の皆様におかれましては、有害鳥獣による被害が発生した場合、農林課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、有害鳥獣を効果的に捕獲するためには、わなへ誘引するための大量のエサ（農作物・果樹等）を必要とし、猟友会では、エサの確保（特に農閑期）に苦慮しています。ご協力いただける方がおられましたら、農林課までご連絡をお願いいたします。

(1) 野猪等防護柵設置補助金

イノシシなどから農作物を守るため、防護柵設置費用に対し資材費の一部を補助します。

(2) 有害獣捕獲柵設置補助金

イノシシなどから農作物を守るため、自治会等が行う捕獲柵設置費用に対し資材費を補助します。

資材費の1/2以内 補助限度：10万円/基

(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業

安心して農業ができる環境を整備するため、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）の資材を貸与します。

事業内容：侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材等を貸与

採択要件：受益戸数が1団地3戸以上で、受益地面積が1ha以上あること等

(4) 新規狩猟免許取得補助金

狩猟者の確保のため、新規に狩猟免許を取得される場合に補助金を交付します。

なお、狩猟免許取得についてのお知らせは、広報いばら等で行いますので、狩猟免許の取得を希望される方は、農林課までお問い合わせください。

補助対象：わな猟免許、第1種銃猟免許（散弾銃・ライフル銃）、
第2種銃猟免許（空気銃）

補助金額：（狩猟免許申請手数料＋狩猟初心者講習受講料）×1/2

※免許取得後、新規に銃所持許可申請をされる場合にも補助制度があります。

(5) 獣害対策指導業務

地域住民からの農作物被害等の通報に対し、市や猟友会では対応が困難な事例について、鳥獣害対策の専門家による地域ぐるみでの被害対策の現地指導や講習会を行います。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

市ホームページ ▶



【農林課 62-9522】
【芳井振興課 72-0112】
【美星振興課 87-3113】



13. 農業後継者就業交付金交付事業

市内において農業で生計を営む農家の後継者で、45歳未満の方が5年以内に農業経営を承継する場合、月額10万円を2年間交付します。

詳しくは、農林課までお問合せください。

市ホームページ ▶



【農林課 62-9522】

14. 里山整備事業補助金

自治会、公民館等の地域団体や2人以上の森林所有者または管理者が行う、生活環境に近い里山の森林環境の保護・保全を目的とした立木・竹の伐採について、伐採を委託された市内の事業者に対して補助金を交付します。

(1) 補助率：対象事業費の3/4

(2) 上限額：100,000円/10a

※施業面積が10a未満の上限額は、100,000円

詳しくは、農林課までお問合せください。

市ホームページ ▶



【農林課 62-9523】

15. 子育て世帯支援空家リフォーム補助金

市内の空家を有効活用することによる地域の生活環境の改善と、市内在住の子育て世帯の支援を行うため、井原市空き家バンク制度の登録物件をリフォームし定住する方にリフォーム費用の一部を補助します。

市ホームページ ▶



【都市施設課 62-9527】

16. 老朽危険空家等除却費補助金

市内に存在する老朽した空家で、倒壊した場合に周囲への影響度が高いものとして市長が認定した「老朽危険空家等」の除却工事に要する経費の一部を補助します。

市ホームページ ▶



【都市施設課 62-9527】

17. 建築物耐震診断等事業費補助金・木造住宅耐震改修等事業費補助金

(1) 建築物耐震診断等事業費補助金

地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を補助しています。

(2) 木造住宅耐震改修等事業費補助金

大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るため、民間の既存木造住宅において、「耐震診断」、「補強計画」をされたものについて、耐震改修工事等に要する経費の一部を補助しています。

なお、補助金を工事の請負業者に直接支払う代理受領制度や部分改修、耐震シェルター等の設置工事の補助もありますので、有効にご活用ください。



耐震診断



耐震改修



【都市施設課 62-9527】

18. 空き家相談センターの開設

4月1日から井原保健センター内に「空き家相談センター」を開設しています。

当センターでは、(一社)全国空き家アドバイザー協議会岡山県井原支部の事務員が常駐し、ワンストップで空き家の適正管理や利活用、空き家バンクの利用等の相談対応を行っていますので、ご活用いただくよう周知をお願いします。

空き家相談センター
ホームページ ▶



【井原市空き家相談センター 62-8551】

【都市施設課 62-9527】

水道部

1. 水道配水管工事

水道管の新設・更新工事を実施します。

(1) 井原地区の新設・更新工事箇所

- ①市道 上出部七日市線（上出部町外）
- ②市道 祢りキ線（高屋町祢りキ地内）
- ③市道 大坪兼保線外（岩倉町畦ヶ市地内）
- ④市道 笹井東高月線（木之子町笹井地内）
- ⑤市道 井原東大戸1号線（木之子町西郷地内）
- ⑥市道 今見堂砂畑ヶ線（木之子町砂畑地内）
- ⑦国道 486号（西江原町西町地内）
- ⑧県道 美袋井原線（大正橋）（西江原町寺戸地内）

(2) 芳井地区の更新工事箇所

- ①市道西吉井線（芳井町吉井地内）

地域の皆様には、回覧文書にて、工事期間並びに交通規制等について、お知らせをさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力よろしく願いいたします。

【上水道課 62-0824】

2. 飲料水供給事業補助金

水道給水区域外において、飲料水供給施設の新設、改修及び維持管理のための清掃等作業（取水口の堆積土除去作業、配水池等の清掃作業、施設周辺の草刈り作業及び水質検査）を行う団体に補助金を交付する制度です。

利用については、事前に補助金交付申請が必要ですので、上水道課までご相談ください。

補助率：新設 8/10以内、改修 7/10以内、維持管理 7/10以内

市ホームページ ▶



【上水道課 62-0824】

3. 下水道使用料の改定について

令和8年度2期（4月・5月分）から使用料を改定します。

下水道へ排出された汚水をきれいに処理する費用は、使用料で賄うこととされていますが、社会情勢の変化などにより、使用料収入の減少が見込まれることから、今後も持続的かつ安定的な下水道事業運営を行うために使用料を改定します。使用者の皆さまには、相応のご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

(改定後)

(2ヵ月当り 税込：㎖・円)

区分	料金区分	使用水量	使用料
一般排水	基本料	0	2,750
	超過料	1 ~ 20	44
		21 ~ 40	148.5
		41 ~ 60	159.5
		61 ~ 100	170.5
		101 ~	198

使用料早見表

(2ヵ月当り 税込：円)

水量(㎖)	下水(現行)	下水(改定後)	現行との差額	改定率
0	2,508	2,750	242	9.65%
10	2,508	3,190	682	27.19%
20	2,508	3,630	1,122	44.74%
30	3,993	5,115	1,122	28.10%
40	5,478	6,600	1,122	20.48%
60	8,448	9,790	1,342	15.89%
80	11,528	13,200	1,672	14.50%
100	14,608	16,610	2,002	13.70%
500	87,208	95,810	8,602	9.86%
1000	177,958	194,810	16,852	9.47%



市ホームページ ▶

【下水道課 62-0176】

4. 下水道管理設等工事

下水道管の埋設工事及び水道管の移転工事を実施します。

芳井処理区 汚水枝線埋設工事

芳井町吉井（西吉井）地内の一部

地域の皆様には、回覧文書にて、工事期間並びに交通規制等について、お知らせをさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力よろしく願いいたします。

【下水道課 62-0176】

5. 下水道の供用開始

令和8年7月1日から下水道をご利用いただける地域は令和7年度に工事した

(1) 井原処理区

下出部町（力蔵）・東江原町（青木、南平井）地内の一部

(2) 芳井処理区

芳井町吉井（西吉井）地内の一部 となります。

該当の皆様には、早期接続にご協力をお願いします。

【下水道課 62-0176】

6. 浄化槽設置整備事業補助金

公共下水道区域以外の地区にお住まいで新たに合併処理浄化槽の設置をされる方を対象に、補助金を交付しています。

また、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合、完全撤去及び宅内の配管設置に要する費用についても補助の対象となりますので、有効にご活用ください。

なお、今年度から老朽化に伴う合併処理浄化槽の更新についても補助の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

市ホームページ ▶



【下水道課 62-0176】

7. 下水道の適正な利用について（お願い）

近年、トイレから紙おむつや水に溶けにくいウェットティッシュなどの異物が、下水道に流れ込み大変困っています。

管のつまりや施設の故障につながりますので、下記の物は流さないようにしてください。

- ・水に溶けないもの（紙おむつ、ティッシュ、ウェットティッシュ、野菜くずなど）
- ・天ぷら油などの廃油
- ・ガソリン、シンナー、アルコールなどの危険なもの

【下水道課 62-0176】

8. 上下水道施設の異常等の通報について

「道路上に水がにじみ出ている。」など、市民の皆様から寄せられる情報が漏水の発見に大いに役立っています。このような漏水等が疑われる状況を発見されましたら、上水道課にご連絡ください。

また、マンホール付近において、地盤沈下等の異常が確認された場合は、下水道課へご連絡ください。

ご協力よろしくお願いいたします。



【路上のマンホール】



【拡大図】

【上水道課 62-0824】

【下水道課 62-0176】

1. 学校施設長寿命化事業

昨年度実施した建築基準法第12条点検結果を踏まえて改訂を行った学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の整備を行います。

小学校では、荏原・出部小学校の特別教室棟等の屋上防水・外壁改修工事を、中学校では、木之子中学校の教室棟及び屋内運動場の屋根防水・外壁改修工事をを行います。

【教育総務課 62-9531】

2. 屋内運動場空調設備整備事業

学習環境の向上及び避難所機能の強化を目的に、学校の屋内運動場に空調設備を整備します。

令和8年度は、令和9年度に設置予定である高屋・井原中学校の屋内運動場について、空調設備整備及び断熱化改修に係る設計業務を実施します。

【教育総務課 62-9531】

3. 学習支援員配置事業

特別な配慮を要する児童生徒、特に発達障害を抱える児童生徒数が増加傾向にある中、特別な支援を要する児童生徒への援助を行うため、学習支援員を42人配置します。

【学校教育課 62-9532】

4. 学校ICTサポート体制整備事業

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末・デジタル教科書・大型電子黒板などのICT機器を使用する際の問題解決や補助などを行うことによって、教師がICT機器をスムーズに活用し、教育活動が充実するよう、大山塾を含めた市内20校へICT支援員を配置します。また、支援員不在時の操作方法、不具合等の問い合わせについてはヘルプデスクにより対応します。

【学校教育課 62-9532】

5. 井原市就学前教育・保育施設再編整備計画の策定

すべての子どもによりよい教育・保育を提供するため、「井原市就学前教育・保育施設再編整備計画」を策定しました。計画期間は、令和8年度から令和10年度の3年間です。なお、現在幼稚園を設置している13地区において、保護者及び地域住民の皆様を対象とした説明会を開催します。



市ホームページ ▶

【学校教育課 62-9532】

6. ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業

子どもたちが、これからの時代を生き抜くために必要な資質や能力、ふるさと井原を自らの活躍の場として選び、より良い未来を能動的に作り出そうとする意欲や態度を養うとともに、地域の大人たちが人づくり（人財育成）を自分の事としてとらえ、積極的に関わろうとする意識の醸成やつながり（コミュニティ）の形成を図ります。

【生涯学習課 63-3347】

7. アクティブライフ井原施設整備事業

開館後31年を経過し老朽化する非常用発電設備やメルヘンホールの舞台照明などの設備の更新工事を令和8年度に実施します。

なお、改修工事期間中は、施設利用の一部について、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

【生涯学習課 63-3347】

8. 井原体育館の空調利用について

令和8年4月より井原体育館では、新たに空調が使用できるようになりました。

《空調使用料（1時間あたり）》

競技場（アリーナ）	1,800円
格技場	700円

ご利用にあたっては井原市ホームページ、教育委員会文化スポーツ課、井原体育館でご確認ください。



市ホームページ ▶

【文化スポーツ課 62-9533】

1. マイナ救急について

井原地区消防組合では令和7年10月1日からマイナ救急を実証事業として行っておりましたが、令和8年4月1日から本格運用を開始しました。

「マイナ救急」とは救急搬送時に、傷病者のマイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を活用して、通院歴や服用している薬などの情報を確認し、円滑な救急搬送をするための取り組みです。

マイナ救急によって救急業務に必要な情報を正確に把握することができ、円滑な搬送先病院の選定や、より適切な応急処置、さらには、搬送先病院での治療の事前準備ができるなどのメリットがあります。また、痛みや苦しみにより会話が困難な場合でも、マイナ救急であれば傷病者の負担を軽減し、救急隊に正確な情報を伝えることができます。

マイナ保険証をお持ちの方は、救急要請の際はマイナ保険証を救急隊に渡せるよう事前に準備をお願いします。また、外出の際もマイナ保険証を携帯していただくようお願いします。

マイナ保険証がない場合は、通常通りの救急隊員による聞き取りで情報収集を行います。

ご理解とご協力をお願いします。



井原地区消防組合ホームページ▶ 【消防本部警防課 62-9401】

2. 林野火災注意報・林野火災警報について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受け、総務省消防庁で検討を重ねた結果、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことから、4月1日から乾燥した日が続く等、林野火災の危険性がある気象条件になった際に、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」を発令することができるようになりました。

林野火災の予防上、注意を要する気象条件になったときには「林野火災注意報」を発令します。発令基準については次のとおりです。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。

また、林野火災注意報の発令基準に該当しているときに強風注意報が発表され、林野火災の予防上、警戒を要する気象条件になったときには「林野火災警報」を発令します。

ただし、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」は、当日に降水が見込まれるとき、積雪があるときは発令しません。

発令対象期間は原則1月から5月です。また、発令対象区域は森林法の規定により岡山県知事が作成する地域森林計画に定める森林の区域、及び森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画に定める森林の区域と規定しています。

「林野火災注意報」及び「林野火災警報」が発令されると、対象区域内での火の使用について制限されます。

- ① 山林、原野において火入れをしないこと。
- ② 煙火（花火など）を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

なお、林野火災注意報発令時は罰則を伴わない努力義務となっておりますが、林野火災警報発令時は火の使用の制限に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。



林野火災注意報等
について

【消防本部予防課 62-9402】

3. 火災とまぎらわしい行為の届出について

井原地区消防組合火災予防条例により消防署への届出が義務付けられている「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」について、「たき火を含む」ことが明確に示されました。

近年、井原地区消防組合管内では、ごみや刈草の焼却やたき火など、いわゆる「野焼き」が周囲の枯草や建物へ燃え移り、火災になる事例が多く発生しています。

また、消火作業中に着衣へ着火する事例も発生しています。

「野焼き」を行う場合は、次の点について注意してください。

- ① 風の強い日、空気が乾燥した日には行わない。
- ② 周りに燃えやすい物や建物がある場所で行わない。
- ③ 事前に燃やす量・範囲を決めて、少しずつ燃やす。
- ④ 必ず消火の準備をして行う。
- ⑤ 完全に消えるまで、その場を離れない。

なお、一部の例外を除き、「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。

やむを得ず「野焼き」を行う場合には、あらかじめ消防署へ「火災と紛らわしい煙等を発生おそれのある行為等の届出」を提出してください。これは、「野焼き」の煙を火災と間違えて出動することを防ぐもので、消防署が「野焼き」を許可しているものではありません。

令和8年4月1日から

**「たき火」を実施する場合は
事前に消防署への届出が必要です。**

井原地区消防組合火災予防条例により消防署への届出が義務付けられている「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」について、たき火を含むことが明確に示されました。

「たき火」に該当すると考えられる行為イメージ（届出が必要）



「たき火」に該当しないと考えられる行為イメージ（届出不要）



届出様式については、井原地区消防組合のホームページ内「様式ダウンロード」のサイトから「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生行為の届出書」をダウンロードしていただくか最寄りの消防署（出張所・分駐所）でお受け取りください。

URL: <https://www.city.ibara.okayama.jp/site/ibarasoubou/2912.html>

※届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。



火災とまぎらわしい行為の届出
様式ダウンロードページ

【消防本部予防課 62-9402】

4. 感震ブレーカーについて

近年の大規模地震では建物の倒壊だけではなく、火災による被害が多く発生しています。東日本大震災により発生した火災で出火原因が特定された火災のうち、過半数が電気関係によるものでした。

地震により発生する電気火災として「通電火災」があります。通電火災は、地震などにより停電が発生し、停電が復旧して再度通電した際に発生するものです。

このような通電火災が発生した場合、その建物などを使用している人が避難しているため初期消火ができないおそれがあります。

こうした通電火災を防ぐためには「感震ブレーカー」が有効です。

感震ブレーカーとは、地震などの強い揺れを感知して自動的に電気を遮断する機器です。外出や避難する必要があるときなどにブレーカーを落としたり、電気機器のコンセントを抜くことができない場合でも、通電火災を防ぐための有効な手段です。

感震ブレーカーにはさまざまな種類があります。

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

感震ブレーカーが作動すると停電状態になるので注意が必要です。

- 夜間の避難に備えて、懐中電灯などの照明器具を常備しておきましょう。
- 在宅医療の機器などを設置している場合は、停電に対処できるように蓄電池などの電源を確保しましょう。

地震が収まり、電気の使用を再開するときは、安全確認をしてください。

- ガス漏れ等が発生していないか。
- 電気機器の周囲に可燃物がないか。
- 電気機器やコンセントに水が掛かっていないか。
- 通電後に焦げた匂いがするなど、火災の兆候はないか。



感震ブレーカー
リーフレット



【消防本部予防課 62-9402】

5. リチウムイオン電池使用製品の安全な取扱いについて

リチウムイオン電池は、充電することで繰り返し利用することができる電池です。高容量、高出力、軽量という特徴があり、スマートフォンやモバイルバッテリー、電動アシスト自転車や空調服など、日常生活で身に着けたり、持ち歩いたりする多くの製品に使用されていますが、全国的にこれに起因すると思われる火災が増えています。

リチウムイオン電池による火災を防ぐため、次の点に注意してください。

- 製品の取扱説明書をよく読み、適正に使用する。
- 高温になる場所に放置しない。
- 落下させるなど衝撃を与えない。
- 定期的に確認し、膨張、発熱、液漏れなどの異常があれば使用を中止する。
- 純正品以外の使用は注意する。
- リコール情報を確認する。
- 各自治体のルールに従って廃棄する。

一人ひとりが正しい知識を持ち、安全に使用しましょう。



リチウムイオン電池
注意喚起

【消防本部予防課 62-9402】

☆令和8年度上期 行事案内

※本資料に記載の行事は、4月1日現在の情報です。

市民生活部

◎人権啓発井原市実行委員会総会・研修会

と き 6月6日(土) 13時30分～
ところ 井原市地場産業振興センター
内 容 総会、研修会(内容未定)

【市民活動推進課 62-9508】

◎井原市環境フェア

と き 6月7日(日) 9時～12時
ところ 井原駅ビルおよび井原駅前広場
内 容 環境体験学習、環境関係団体による展示および販売など

【環境企画課 62-9515】

◎粗大ごみ回収

市内16地区で実施します。

※自転車、ストーブ、電気製品など(詳しくは広報いばら3月号に掲載)

【環境企画課 62-9515】

健康福祉部

◎日本赤十字社会員等募集

毎年5月「赤十字運動月間」

【福祉課 62-9516】

◎令和8年度井原市戦没者追悼式

と き 5月15日(金) 10時～
ところ 芳井生涯学習センター ホール

【福祉課 62-9516】

◎「でんちゅうくん」の活用について

本市マスコットキャラクター「でんちゅうくん」は、『いばら営業部長』として市外・県外イベントに積極的に参加して、井原市の魅力を全国に発信しています。デザインの使用につきましても、積極的にご活用ください。詳しくは、観光交流課までお問い合わせください。

【観光交流課 62-8850】

◎第61回さつき展

と き 5月中旬～5月下旬
ところ 井原駅構内

【観光交流課 62-8850】

◎井原まつり☆まんてん2026

と き 8月1日(土)16時～20時
ところ 井原駅前広場、井原駅前通りなど

【観光交流課 62-8850】

◎天の川まつり

と き 8月上旬
ところ 星の郷青空市周辺

【美星振興課 87-3113】

◎井原市与一まつり

と き 8月22日(土)・23日(日)
ところ 井原市民会館、与一記念弓道場、永祥寺ほか

【観光交流課 62-8850】

◎中世夢が原大神楽

と き 9月中旬
ところ 中世夢が原

【美星振興課 87-3113】

◎第42回美星ふるさと祭り

と き 10月25日 9時～14時30分
ところ 星の郷ふれあいセンター

【美星振興課 87-3113】

◎美星天文台イベント

- ・市民無料公開日 *毎月第3金曜日

5月15日(金)、6月19日(金)、7月17日(金)
8月21日(金)、9月18日(金)、10月16日(金)

- ・昼間の一等星観察会

と き 5月1日(金)～6日(水・祝)
ところ 美星天文台

- ・望遠鏡工作教室

と き 5月5日(火・祝)
ところ 美星天文台

- ・七夕観望会

と き 7月7日(火)
ところ 美星天文台

- ・ペルセウス座流星群観察会

と き 8月12日(水)、13日(木)
ところ 中世夢が原、美星天文台

- ・お月見会

と き 9月25日(金)
ところ 美星天文台



▲イベント一覧

【美星天文台 87-4222】

◎文化財センター「古代まほろば館」春季企画展

「天部像を知る ー仏の守護神たちー」

令和4年に井原市の重要文化財に指定された「木造 毘沙門天立像」をはじめ、市内に所在する資料から天部たちの世界を紹介します。

と き 4月4日（土）～5月17日（日）

ところ 井原市文化財センター「古代まほろば館」

【文化財センター 63-3144】

◎平櫛田中美術館 企画展「写実ー仏像、ロダン、そして鏡獅子ー」

明治期に彫刻の分野ではロダンなど西洋の写実表現が日本に入ってきます。平櫛田中はどのように西洋の写実表現を捉え、独自の芸術を生み出したのか。代表作《鏡獅子》へと繋がる田中の写実表現を探ります。

と き 4月21日（火）～7月5日（日）

※月曜日休館（ただし、祝日の場合は開館し、翌平日が振替休館）

ところ 平櫛田中美術館

【平櫛田中美術館 62-8787】

◎芳井歴史民俗資料館企画展

「収蔵品展 近代の井原の画人・漢詩人」

井原市にこれまで寄贈や寄託を受けた書画のうち、四条派や南画の影響を受けた画人や人々の尊敬を集めた漢詩人の作品を紹介します。

と き 4月25日（土）～6月7日（日）

ところ 井原市芳井歴史民俗資料館

【文化財センター 63-3144】

◎寿大学院 開講式及び第1回学習会

と き 5月15日（金）10時～11時30分

ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎芳寿大学 開講式及び第1回学習会

と き 5月20日(水) 9時30分～11時30分
ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎美星長寿学級 開講式及び第1回講座

と き 5月28日(木) 10時～11時30分
ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

◎芳寿大学 第2回学習会

と き 6月18日(木) 9時30分～11時30分
ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎寿大学院 第2回学習会

と き 6月19日(金) 10時～11時30分
ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎美星長寿学級 第2回講座

と き 6月19日(金) 10時～11時30分(予定)
ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

◎第26回ふれあい七夕まつり

と き 7月4日(土) 18時～
ところ 井原市ふれあいセンター

【井原市ふれあいセンター 63-2929】

◎芳寿大学 第3回学習会

と き 7月9日(木) 9時30分～11時30分
ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎美星長寿学級 第3回講座

と き 7月9日(木) 10時~11時30分(予定)

ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

◎平櫛田中美術館 企画展「妖怪・鏡獅子大集合!見て、触れて、感じて(仮称)」

倉敷芸術科学大学准教授・武本大志氏は、乾漆技法を用い、「妖怪」をテーマとした作品を制作しています。また、視覚障がい者のための「触れる鑑賞」の活動に積極的に取り組んでおり、彫刻をより分かりやすく体感できる展示とします。

と き 7月14日(火)~9月30日(水)

※月曜日休館(ただし、祝日の場合は開館し、翌平日が振替休館)

ところ 平櫛田中美術館

【平櫛田中美術館 62-8787】

◎寿大学院 第3回学習会

と き 7月17日(金) 10時~11時30分

ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎芳寿大学 第4回学習会 笑いの講座

と き 8月2日(日) ※時間は未定

ところ 芳井生涯学習センター

講師 落語家 林家染吉(はやしやそめきち)氏

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎美星長寿学級 第4回講座

と き 8月7日(金) 10時~11時30分(予定)

ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

◎寿大学院 第4回学習会

と き 8月21日(金) 10時~11時30分

ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎美星長寿学級 第5回講座

と き 9月11日(金) 10時～11時30分(予定)
ところ 美星公民館

【美星公民館 87-3115】

◎芳寿大学 第5回学習会

と き 9月16日(水) 9時30分～11時30分
ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎寿大学院 第5回学習会

と き 9月18日(金) 10時～11時30分
ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎令和8年度 井原市観月会

と き 9月26日(土) 17時～
ところ 井原市民会館

【文化スポーツ課 62-9541】

◎井原市スポーツフェスティバル2026

と き 10月4日(日) 9時～12時
ところ 井原運動公園一帯

【文化スポーツ課 62-9533】

◎平櫛田中美術館 特別展

「平櫛田中×現代作家コラボレーション(仮称)」

平櫛田中作品の幅広く多岐にわたる魅力や視点を現代作家の作品とコラボレーションさせることにより浮かび上がらせることを意図した展覧会です。平櫛田中の新たな価値を伝える内容です。

と き 10月9日(金)～12月6日(日)
※月曜日休館(ただし、祝日の場合は開館し、翌平日が振替休館)
ところ 平櫛田中美術館

【平櫛田中美術館 62-8787】

◎美星長寿学級 第6回講座 社会探訪

と き 10月中旬
ところ 未定

【美星公民館 87-3115】

◎寿大学院 第6回学習会

と き 10月16日(金) 10時~11時30分
ところ アクティブライフ井原

【生涯学習課 63-3347】

◎芳寿大学 第6回学習会

と き 10月21日(水) 9時30分~11時30分
ところ 芳井生涯学習センター

【芳井生涯学習センター 72-1700】

◎第53回美星町文化祭

と き 10月24日(土) 10時~16時
10月25日(日) 9時~14時30分
(展示は2日間、舞台発表は25日の11時~13時30分(予定))
ところ 星の郷ふれあいセンター

【美星公民館 87-3115】

◎第72回井原市文化祭

と き 10月31日(土)・11月1日(日)
ところ 市民会館・平櫛田中美術館・井原市役所

【文化スポーツ課 62-9541】

井原地区消防組合

◎普通救命講習について

井原地区消防組合においては、令和8年度の普通救命講習会を次のとおり開催します。

地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
井原		17日(日) 井原消防署 研修室		5日(日) 井原消防署 研修室	2日(日) 家族で学ぶ 普通救命講習会	
矢掛			7日(日) 矢掛出張所 会議室			
美星					9日(日) 美星公民館	
芳井						27日(日) 芳井分駐所 会議室

各会場とも講習時間は、9時から12時までの3時間で定員は20名です。

※eラーニング受講者は、10時から12時(2時間)

普通救命講習とは心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使用法、窒息の対処、止血の方法などの講習を行います。

各講習会は井原市電子申請サービスまたは井原消防署、矢掛出張所、美星分駐所、芳井分駐所で受付をしています。

◎家族で学ぶ普通救命講習会について

井原地区消防組合においては、家族で学ぶ普通救命講習会を井原消防署にて8月2日(日)9時から12時までの3時間で開催します。

夏休みの間に、親子やご家族で、お子さんやお孫さん(小学生以上が対象)と一緒に心肺蘇生法を学ぶ講習会です。

中学生以上の受講者には「普通救命講習修了証」を発行し、小学生の受講者には「こども救急隊員認定証」を発行します。

定員は15組程度です。

井原地区消防組合ホームページ▶



【消防本部警防課 62-9401】

◎上級救命講習について

井原地区消防組合においては、令和8年度の上級救命講習会を井原消防署にて11月8日（日）8時30分から17時30分までの8時間で開催します。

※ eラーニング受講者は、9時30分から17時30分（7時間）

上級救命講習とは普通救命講習の内容に加えて、小児・乳児の心肺蘇生、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法などを学ぶコースです。

定員は20名です。



井原地区消防組合ホームページ▶

【消防本部警防課 62-9401】